

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8282
担当部課名	管理部	学務	課	学務係
事務事業名	障害児学級児童就学奨励費		事業コード	14124

1 総合計画における位置づけ

政策名	第4章	人間性豊かな子どもを育成します	事業開始年度
基本施策名	第1節	ゆとりある学校教育の創造	~63年度
施策名	第2施策	障害児教育の推進	

2 実施根拠及び関連法令等

要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱(国) 相模原市障害児教育就学奨励費事務処理要綱

3 事業概要

(1) 事業の目的 この奨励費は、障害児学級への就学の特別事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図ることを目的とする。	(2) 対象(誰、何) 相模原市立小学校障害児学級に在籍する児童(要保護及び準要保護児童は除く) 対象数 194人
(3) 平成13年度事業の内容 就学に係る保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学に必要な経費の一部を援助した。 ・援助対象者 156人 ・学用品費等の援助費 9,727,809 円 ・国庫補助金 2,789,000 円	(4) 総合計画・実施計画における概要 なし (5) 個別計画の概要 計画名なし 計画年次 年度~ 年度

4 評価指標

指標名	援助率		
指標式	援助人数/障害児学級児童数(要保護及び準要保護児童は除く)		
指標設定の意図	障害児学級の就学奨励を図る		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	81.4	78.7	a 80.4	b 78.9	79.0	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	8,480,016	8,299,203	9,727,809	10,072,000	10,527,000
	人員・時間数	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	人件費	25,260	25,260	25,260	25,260	25,260
	その他経費					
	合計	8,505,276	8,324,463	9,753,069	10,097,260	10,552,260
特定財源	2,281,000	2,301,000	2,789,000	2,584,000	3,150,000	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 101.9%
	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%>)	

$\frac{a}{b} \times 100 = 101.9\%$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
------------------------------------	----------------------------	----------------------------

理由： 申請者数、受給者数も年々少しずつ増加している。

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 A ▼	A : 適応している	理由： 教育の機会均等の観点からも、保護者への経費負担を軽減することにより障害児学級への就学奨励を図ることが、障害児教育の推進につながることから適応している。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 A ▼	A : 妥当である	理由： 障害児教育の普及奨励を図ることを目的とするうえで奨励費交付は妥当である。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由： 国の補助金(1/2)を受けており、障害児学級への就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励という点からも市が実施することが適当とおもわれる。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 B ▼	A : 満足できる	理由： 修学旅行費等については、支給額が就学援助(準保)の1/2であるため全額支給を望む声も聞かれるが、生活困窮世帯には就学援助(準保)をうけることもできる。(ただし、どちらか一方の受給)
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 A ▼	A : 有効である	理由： 障害児学級就学奨励費は障害児教育の推進に有効である。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明：</p> 障害児学級就学奨励費は障害児学級在籍者(要保護及び準要保護児童を除く)全員が該当者であるため。辞退者を含む。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明：</p> 障害児就学奨励費の主旨から見れば改善の余地には限りがある。

7 総合評価

評価 AA ▼	他自治体の類似事業との比較	国の制度であり、各市町村で実施されている。
		説明
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	本事業に関しては、障害児教育の就学奨励を図る目的を達成させる意味で、今後も継続する必要がある。
<input type="checkbox"/>	見直し	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了	

8 二次評価における変更点